

大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国庫補助事業）

募集要領 ①事業概要

【事業概要】

地方自治体が**大学等高等教育機関※¹と連携し、学生のフィールドワーク※²等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクト**のうち以下の内容を全て含むもの。

- ア **大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくことを目的とするものであること。**
- イ **若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運を醸成することを目的とするものであること。**
- ウ **具体的な地域の課題の解決を目的とするものであること。**

※1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、学生団体

なお、学生団体と連携する場合は、必ず代表する大学等の教員もしくは職員が当該プロジェクトの大学等側の責任者を担うこと。

※2 **学生が概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）、地域に滞在して実際に住民と関わりながら、地域の課題解決に取り組む活動**

[地域課題解決プロジェクトの一例]

- ・ 地域課題解決に若者の視点を取り入れるため、学生が実際にフィールドワークを行い、地域住民と連携しながら地域の強みや資源等の再発見を行うプロジェクト
- ・ 学生が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、新たな着地型観光商品の造成、商店街の空き店舗の活用、高齢者の買物の足の確保等の地域の課題解決に継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組むプロジェクト
- ・ 建築等を学ぶ学生を地域で受け入れ、空き家の改修や東屋の製作等を通じて地域文化の継承や自然環境の推進等に取り組むプロジェクト

大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国庫補助事業）

募集要領 ②提案者

【提案者】 次のア～ウに該当する都道府県及び市町村

ア **三大都市圏**（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。） **外の市町村**

イ **三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村**※1、**定住自立圏に取り組む市町村**※2又は**人口減少率が高い市町村**※3

ウ **都道府県（ただし、上記ア及びイの市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）**とする。

なお、地方自治体は、事前に連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを受け入れる地域と調整を行い、実施する地域課題解決プロジェクトを提案すること。

なお地方自治体において、連携する大学等高等教育機関や学生等を広く募集することを妨げないが、年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトを提案すること。

※1「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げるアからキまでのいずれかに該当する市町村である。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村

【参考】大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトに応募可能な地域 (三大都市圏) ①

【東京都】

<応募可能市町村>

檜原村、奥多摩町、
大島町、利島村、
新島村、神津島村、
三宅村、御蔵島村、
八丈町、青ヶ島村、
小笠原村

【埼玉県】

<応募可能市町村>

秩父市、飯能市、本庄市、
越生町、小川町、吉見町、
ときがわ町、横瀬町、皆野町、
長瀬町、小鹿野町、東秩父村、
美里町、神川町、上里町

【千葉県】

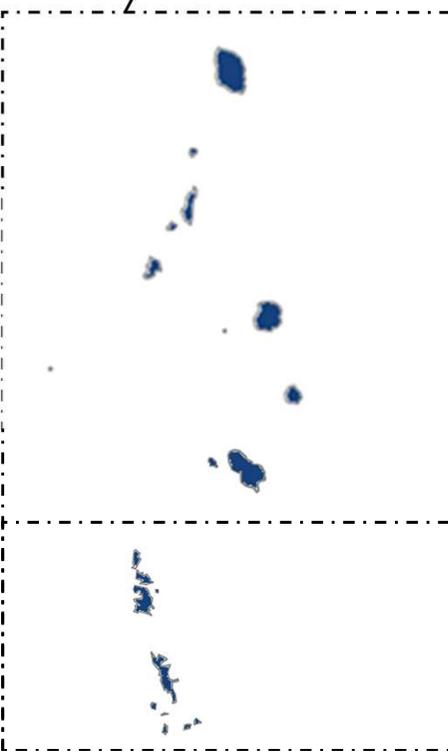
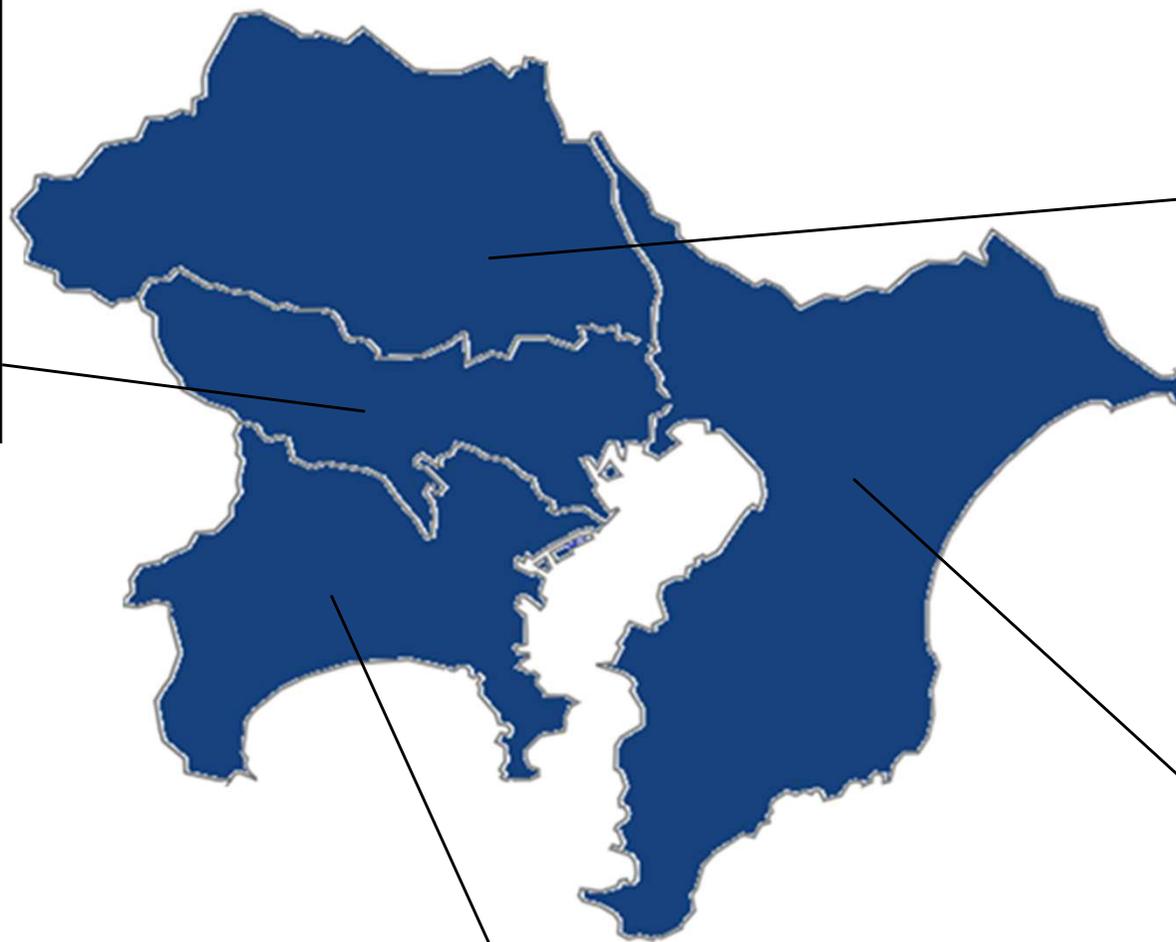
<応募可能市町村>

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、
鴨川市、富津市、南房総市、
匝瑳市、香取市、山武市、
いすみ市、栄町、多古町、
東庄町、九十九里町、芝山町、
白子町、長柄町、長南町、
大多喜町、御宿町、鋸南町

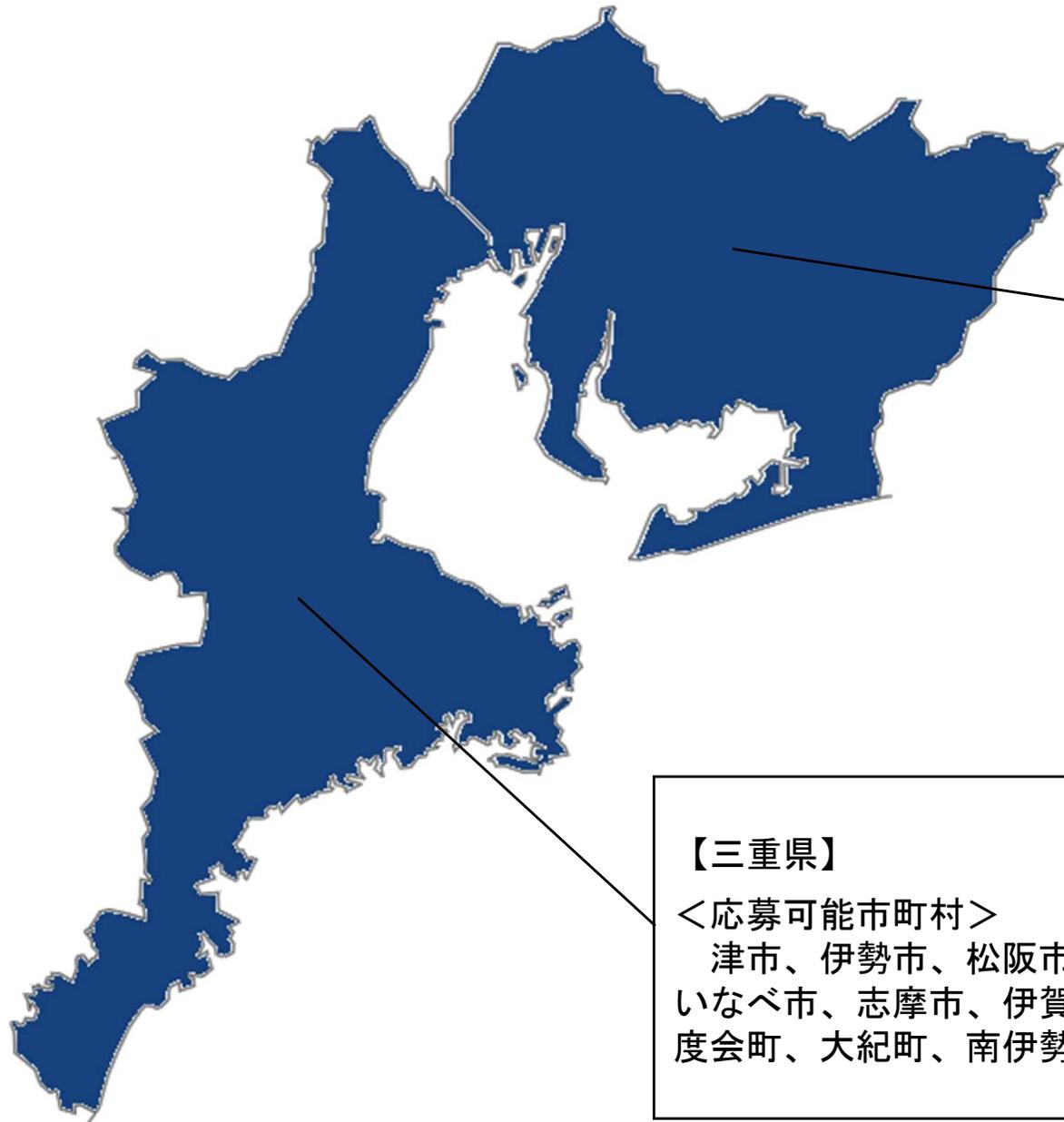
【神奈川県】

<応募可能市町村>

相模原市、山北町、箱根町、真鶴町、清川村



【参考】大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトに応募可能な地域
(三大都市圏) ②



【愛知県】

＜応募可能市町村＞

岡崎市、刈谷市、豊田市、西尾市、
新城市、知立市、高浜市、東浦町、
南知多町、設楽町、東栄町、豊根村

【三重県】

＜応募可能市町村＞

津市、伊勢市、松阪市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、
いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、
度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

【参考】大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトに応募可能な地域 (三大都市圏) ③

【兵庫県】

<応募可能市町村>

姫路市、洲本市、豊岡市、赤穂市、西脇市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町

【京都府】

<応募可能市町村>

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

【大阪府】

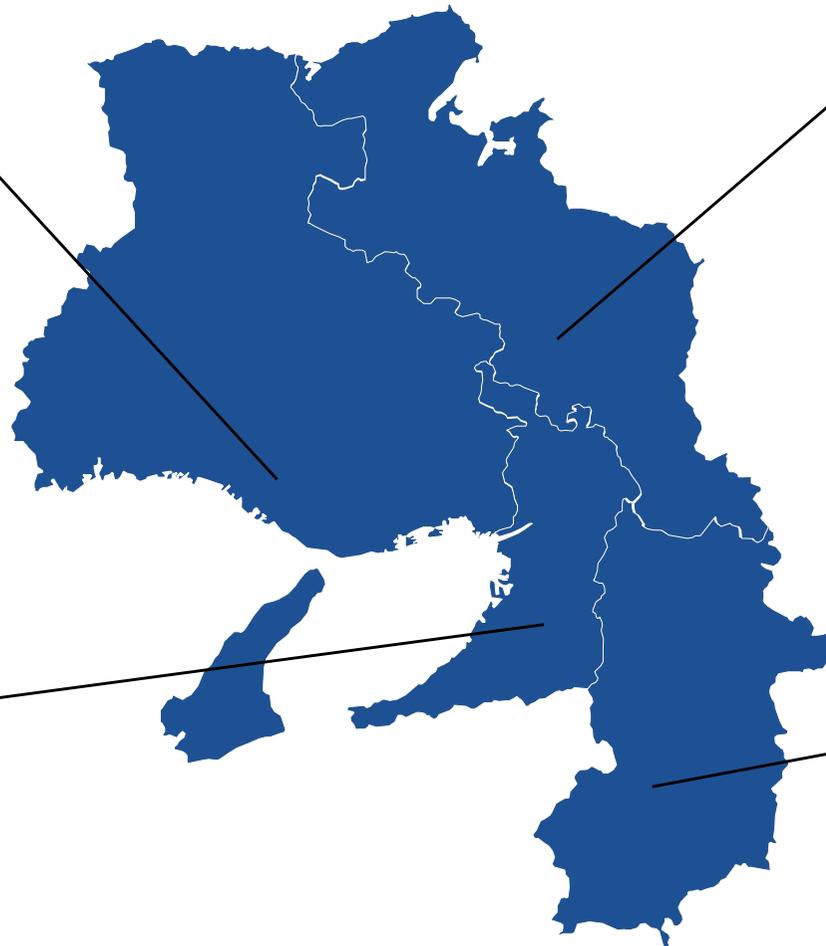
<応募可能市町村>

豊能町、能勢町、岬町、千早赤阪村

【奈良県】

<応募可能市町村>

奈良市、天理市、五條市、御所市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村



大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国庫補助事業）

募集要領 ③提案事業、実施すべき事項

【提案する事業】 次のア～カの内容をすべて満たすプロジェクトであること。

- ア **単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと。**
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、**継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクト**であること。
- ウ **学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）**であること。
- エ **学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること。**
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等**に対して、地域の情報等を継続的に発信する**ものであること。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること。

【実証事業として実施すべき事項】 次のア～エの内容を全て実施すること。

- ア 地方自治体、地域、大学、学生団体との連携体制の検討・構築
- イ 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの計画の作成
- ウ 計画に基づくプロジェクトの実践
- エ 実証事業の実施過程の記録、実証事業の計画、実証事業を実施する中で把握された課題、実証事業の成果等に関する報告書の作成

大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国庫補助事業）

募集要領 ④対象経費

【対象経費】 次のア～カの経費を対象とすること。

- ア 連携する大学等高等教育機関や参加学生等の募集に要する経費
- イ 受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ウ 滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- エ プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- オ コーディネーター委託費
- カ プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 対象外になる経費

- ・ 参加者等の飲食に要する経費
- ・ 事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等
- ・ 本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

【選定方法】

外部有識者等による書面審査等に基づき、委託候補事業を選定する。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。なお選定にあたっては、地域課題に応じた多様な事業を採択するため、事業内容のバランスを一定程度考慮する。

【選定のポイント】

委託候補事業の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①公募する事業の内容に対する有効性

- ア 提案の内容が、大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくために効果的なものとなっているか。
- イ 提案の内容が、若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運醸成を図るために効果的なものとなっているか。
- ウ 提案の内容が、具体的な地域の課題の解決のために効果的なものとなっているか。
- エ プロジェクトの成果が見えない・わかりにくいといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- オ プロジェクト実施のためのノウハウ・マンパワーが不足しているといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- カ 大学等の教員の事務負担が大きいといった大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- キ このほか、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトにおける地方自治体・地域・学生・大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

募集要領 ⑤選定ポイント等

②公募する事業の内容に対する適正性

- ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業となっていないか。
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトとなっているか。
- ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）となっているか。
- エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けているか。
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものとなっているか。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録する予定となっているか。
- キ 提案の内容が、令和7年度中に実施・完了が確実に見込まれているか。
- ク フィールドワーク等に実施にあたり、安全な実施体制が整っているか。

③委託事業を遂行する能力

- ア 本事業を遂行するため、必要な人員・体制を構築しているか。
- イ 本事業を実施するため、地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等の関係者との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。
- ウ 事業実施スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組み立てられており、年度内に委託事業の確実な実施・運営・完了が見込めるか。

④本事業の遂行についての効率性

事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

⑤その他

その他特筆すべき提案内容があるか。

委託契約及び事業スケジュールについて（ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑥）

【契約の形態】

総務省の支出負担行為担当官と受託者の代表者が契約を締結する。

【委託費の扱い】

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで地方自治体と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

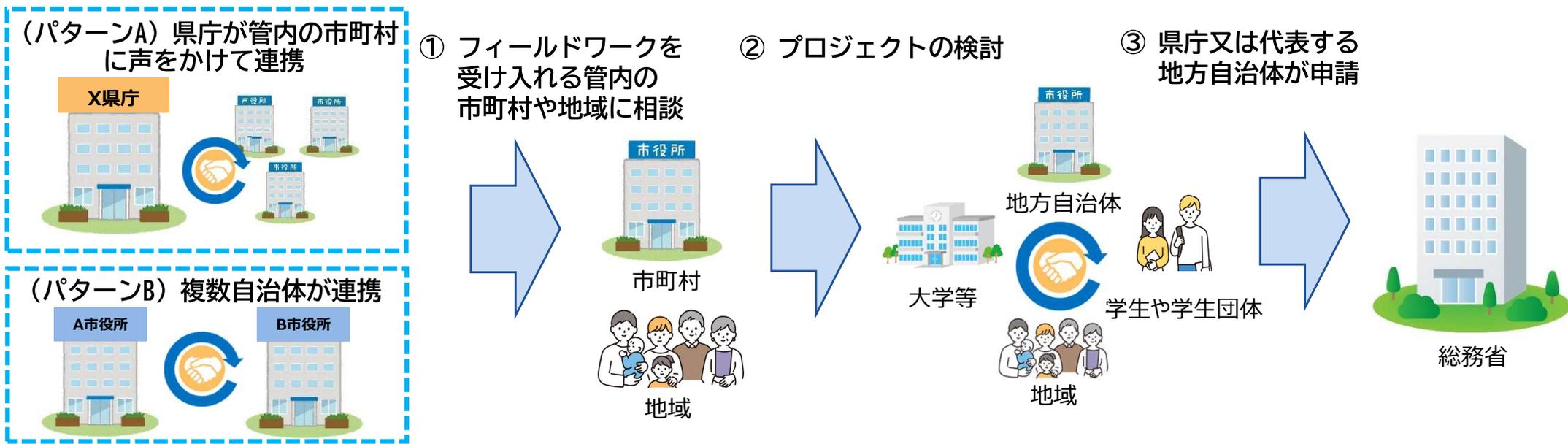
また、委託費は、原則として、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

事業実施スケジュール（想定）

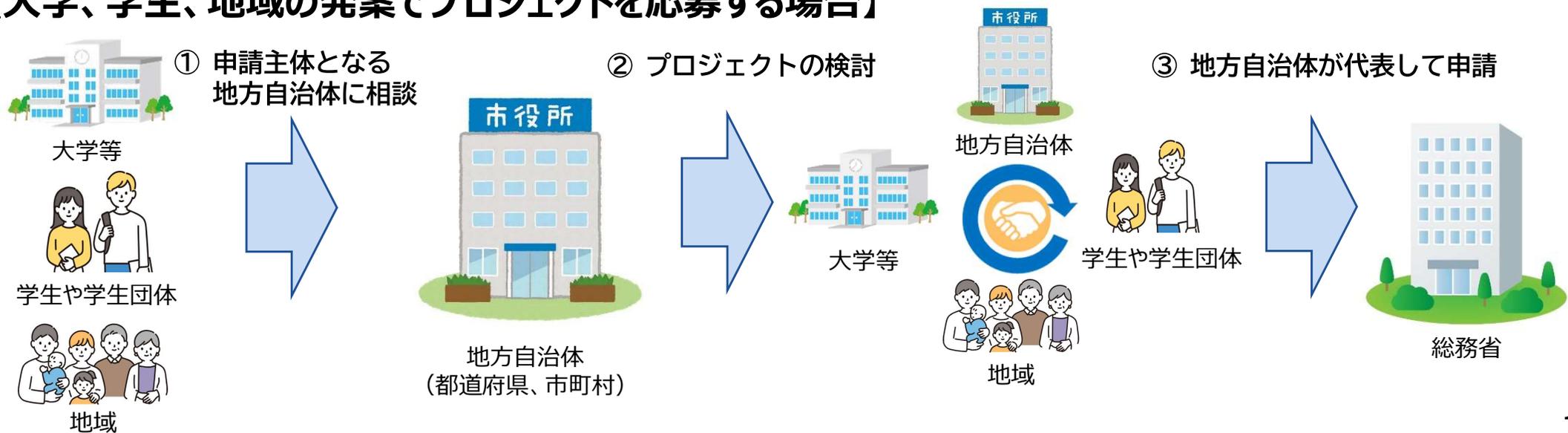
R6年度				R7年度												
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		第1次公募・審査・採択 1/23公募開始～3/28〆切			契約	事業の実施（R7.6月～R8.1月）										
					第2次公募・審査・採択	契約	事業の実施（R7.8月～R8.1月）									
										中間報告会 （10～11月）					成果報告会 （3月）	
						定例報告会@オンライン（10回程度）										成果報告書提出 （2月中旬）

モデル事業の応募スキーム（ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑦）

【地方自治体発案でプロジェクトを応募する場合】



【大学、学生、地域の発案でプロジェクトを応募する場合】



モデル事業公募に係るQ & A ① (ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑧)

	質問	回答
①申請する事業の対象について	モデル実証事業において、地方自治体が管内の基礎自治体や地元企業等の地域課題解決の取組を補助金や交付金という形で支援をする事業は対象となりますか。	対象となる事業については、本資料9pの【事業概要】をご参照願います。 なお、都道府県が申請主体となる場合、 管内の基礎自治体や地元企業等が取り組む地域課題解決プロジェクトを補助金や交付金という形で支援する場合には対象外となりますが、申請するプロジェクトの中の個別プロジェクトとして、基礎自治体や地元企業等に再委託という形で支援をする場合には支援対象となります。 (本資料1p【事業概要】及び6p【提案する事業】をご参照ください。)
②申請者(提案者)について	申請者は地方自治体、あるいは大学等高等教育機関のいずれかが申請しても問題ないのでしょうか。また地方自治体は市町村のみが対象となるのでしょうか。	申請は、地方自治体が代表して申請していただきます。 なお、 地方自治体は、連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを行う学生等を広く募集することができますが、当該年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトに申請していただく形となります。 (本資料2p【提案者】及び11p【応募スキーム】をご参照ください。)
③申請者(提案者)について	申請する地方自治体は、市町村単位でしょうか。都道府県単位でしょうか。	市町村・都道府県のいずれも申請できます。 市町村のプロジェクトで、市町村が契約者となる場合は、市町村が申請者となるため、都道府県のとりまとめは不要です。プロジェクトが広域にわたる場合は、都道府県の申請も可能です。なお、 複数の都道府県や市町村で連携して申請する場合は、いずれかの地方自治体が代表して総務省と委託契約を締結することとなります。
④プロジェクトの構成員について	プロジェクトの実施にあたり、複数の大学・地方自治体・地元企業と連携することは認められていますか。	プロジェクトの実施にあたり、ミニマムな構成員として、地方自治体と大学等高等教育機関の2者が連携することを想定していますが、複数の地方自治体や大学等高等教育機関、また地元企業との連携を妨げるものではありません。(本資料2p【提案者】及び11p【応募スキーム】をご参照ください。)
⑤地域要件について	三大都市圏内の市町村で、市町村の一部地域が条件不利地域等に該当する場合、フィールドワークを行う場所は、条件不利地域等に限られるのでしょうか。	必ず条件不利地域等でフィールドワークを行う必要があります。 ただし、例えば同じ県内の複数地域でフィールドワークを実施する場合には、条件不利地域等に該当する地域と、該当しない地域の両方でフィールドワークを実施することは差し支えありません。(本資料3-5p【ふるさとミライカレッジに応募可能な地域(三大都市圏内)】をご参照ください。)
⑥フィールドワークの日数の考え方について	別々の学生が7日ずつフィールドワークする場合は対象になりますか。	同じ学生が概ね14日以上、フィールドワークを行う必要があります。 そのため、 別々の学生が7日ずつフィールドワークで滞在する場合は、対象外となりますが、全体として概ね14日以上フィールドワークを実施する場合には、対象となります。

モデル事業公募に係るQ & A ② (ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑧)

	質問	回答
⑦ 地方自治体の予算措置について	<p>モデル実証事業において、地方自治体の財政負担はありますか。また負担がない場合であっても、予算措置をする必要はありますか。</p>	<p>定額支援（上限1,000万円、10/10）となるため、地方自治体の財政負担はありません。 ただし、プロジェクトが採択された場合に、国（総務省）と委託契約を締結することから、歳入歳出予算を組んでいただく必要があり、事業スケジュールを考えると6月の補正予算までに組んでいただくのが良いのではないかと考えています。なお、上限1,000万円を超える経費については、対象外となり地方自治体の負担となります。</p>
⑧ 委託契約について	<p>委託契約は誰と誰が締結をするのでしょうか。 また、再委託は認められるのでしょうか。</p>	<p>総務省大臣官房会計課企画官と受託者の代表者（知事又は首長）が契約を締結します。 また再委託契約は、その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができます。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることはできません。事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければなりません。なお、委託契約のうち、100%にならない範囲で再委託をすることが可能です。</p> <p>① 再委託の金額が50万円を超えない場合 ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合</p> <p>ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類 イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類 ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類 エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類 オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類 カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類</p>
⑨ 対象経費に関する証拠書類等について	<p>プロジェクトが採択された場合、個々の支出（例：バス借上げや資材の購入等）について、相見積の取得や請求書と領収書をセットで取得する等の支出証拠書類に関する規則はありますか。</p>	<p>プロジェクトが採択された場合は、実績報告時における支出証拠書類の提出は求めず、プロジェクトに関わる地方自治体の財務規則や会計処理に従う形で個々の支出決定をしていただく形となります。なお、実績報告の際には、収支報告書を提出いただくことを想定しています。</p>

モデル事業公募に係るQ & A ③ (ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑧)

	質問	回答
⑩謝金について	謝金の支払先に制限はありますか。大学講師や地域コーディネーターに加え、学生に対して支払う謝金や給与を対象経費とすること可能でしょうか。	謝金については、プロジェクトに関わる地域コーディネーターや有識者等への謝金を想定しております。そのため、プロジェクトに関わる大学講師や学生等への給与・報酬として支出する場合には対象外となります。
⑪対象経費について	プロジェクトを大学等高等教育機関や地域コーディネーターに委託することは可能でしょうか。	プロジェクト実施にあたって、 地域課題を解決するために大学や学生団体等に対してプロジェクト実施に係る経費として委託する場合 、または、大学や学生団体等の受入れにあたって、 地域と大学等との間のコーディネート業務をコーディネータ委託費として地域コーディネーター等に委託する場合には、プロジェクトに関わる範囲で委託経費として対象経費とすることは可能 です。
⑫学生の人数について	プロジェクトに参加する学生の人数に制限はありますか。	参加する学生の人数については制限はありません。何名でもプロジェクトに可能です。
⑬申請件数の制限について	1 地方公共団体における申請件数の制限はありますか。	申請件数の制限はありませんが、採択の際に地域バランス等を考慮する場合がありますのでご留意願います。